

第 122 期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 会社の新株予約権等に関する事項 | ・・・1 ページ |
| 2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項 | ・・・2 ページ |
| 3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 | ・・・5 ページ |
| 4. 会社の支配に関する基本方針 | ・・・6 ページ |

連結計算書類

- | | |
|----------------|----------|
| ● 連結株主資本等変動計算書 | ・・・8 ページ |
| ● 連結注記表 | ・・・8 ページ |

計算書類

- | | |
|--------------|-----------|
| ● 株主資本等変動計算書 | ・・・15 ページ |
| ● 個別注記表 | ・・・16 ページ |

グンゼ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ
(<http://www.gunze.co.jp/>) に掲載することにより、株主のみなさまへご提供しております。

事業報告（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

1. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

決議年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間
平成 24 年 8 月 3 日 (第 6 回)	9 個	普通株式 900 株	158,000 円 (1 株あたり 1,580 円)	100 円 (1 株あたり 1 円)	平成 24 年 8 月 22 日から 平成 54 年 8 月 21 日まで
平成 25 年 8 月 2 日 (第 7 回)	23 個	普通株式 2,300 株	197,000 円 (1 株あたり 1,970 円)	100 円 (1 株あたり 1 円)	平成 25 年 8 月 21 日から 平成 55 年 8 月 20 日まで
平成 26 年 8 月 1 日 (第 8 回)	66 個	普通株式 6,600 株	223,000 円 (1 株あたり 2,230 円)	100 円 (1 株あたり 1 円)	平成 26 年 8 月 20 日から 平成 56 年 8 月 19 日まで
平成 27 年 8 月 3 日 (第 9 回)	47 個	普通株式 4,700 株	326,000 円 (1 株あたり 3,260 円)	100 円 (1 株あたり 1 円)	平成 27 年 8 月 20 日から 平成 57 年 8 月 19 日まで
平成 28 年 8 月 3 日 (第 10 回)	105 個	普通株式 10,500 株	241,000 円 (1 株あたり 2,410 円)	100 円 (1 株あたり 1 円)	平成 28 年 8 月 20 日から 平成 58 年 8 月 19 日まで
平成 29 年 8 月 3 日 (第 11 回)	105 個	普通株式 10,500 株	401,000 円 (1 株あたり 4,010 円)	100 円 (1 株あたり 1 円)	平成 29 年 8 月 22 日から 平成 59 年 8 月 21 日まで

決議年月日	取締役 (社外取締役を除く)		監査役 (取締役在任中の付与分)		合計	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
平成 24 年 8 月 3 日 (第 6 回)	1 名	9 個	0 名	0 個	1 名	9 個
平成 25 年 8 月 2 日 (第 7 回)	2 名	23 個	0 名	0 個	2 名	23 個
平成 26 年 8 月 1 日 (第 8 回)	4 名	66 個	0 名	0 個	4 名	66 個
平成 27 年 8 月 3 日 (第 9 回)	4 名	47 個	0 名	0 個	4 名	47 個
平成 28 年 8 月 3 日 (第 10 回)	8 名	105 個	0 名	0 個	8 名	105 個
平成 29 年 8 月 3 日 (第 11 回)	9 名	105 個	0 名	0 個	9 名	105 個

(注)1. 「新株予約権の払込金額」は、割当日時点の公正価値（ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定）相当額であります。

2. 上記新株予約権には、退任役員にかかる新株予約権は含まれておりません。

3. 当社は平成 29 年 10 月 1 日付で 10 株を 1 株とする株式併合を実施しております。これにより、新株予約権の目的の数、1 株あたり新株予約権の払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を変更しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ構成員の具体的な行動指針として制定した「グンゼ行動規範」を周知徹底し経営理念の実現を図るものとする。
- ② 当社は、当社グループのCSRへの取り組みを強化するため、CSR担当取締役・執行役員を任命するとともに、特に法令等遵守と企業倫理の確立を図るためにコンプライアンス担当取締役・執行役員を任命する。
また、「CSR規程」「コンプライアンス規程」等に基づき、組織横断的に統括する組織である「全社CSR委員会」(委員長：CSR担当取締役・執行役員)において、法令等遵守のための体制強化を図るものとする。
- ③ 当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、取締役会は当社グループの重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督するものとする。
- ④ 当社は、取締役会の経営監視機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を選任するものとする。
- ⑤ 当社は、取締役・執行役員・監査役を対象としたCSRセミナーを定期的実施し、違法行為や不正の未然防止に努めるものとする。
- ⑥ 常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するものとする。
- ⑦ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体からの要求には、全社をあげて迅速かつ組織的に対応するとともに、外部専門機関と連携を図り、断固排除する姿勢を堅持するものとする。
- ⑧ 当社は、「情報開示規程」に基づき、情報取扱責任者を置いて、当社グループの会社情報の的確な管理・統制を図るとともに、開かれた企業グループとして、適正な情報を迅速かつ公正に開示するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書などの取締役の職務遂行に係る文書、資料、情報については、「文書規程」等によって保存・管理を行うものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの組織横断的なリスク管理体制を強化し、リスク全般についてその未然防止や不測の事態への適切な対応を図るものとする。
特に情報リスクに関しては、「ITセキュリティ方針」・「ITセキュリティ対策標準」に基づき、当社グループの情報資産の保護に努めるものとする。
- ② 当社は、「営業秘密管理基本規程」、「営業秘密管理基準」に基づき、組織横断的に統括する組織である「営業秘密管理委員会」(委員長：コンプライアンス担当取締役・執行役員)を置いて、当社グループにおける営業秘密の適正な管理に努め、重要な営業秘密の漏洩防止を図るものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、「経営執行会議規約」に基づき、代表取締役、役付役員、機能別担当取締役・執行役員等で構成される経営執行会議を概ね週1回開催

し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行うものとする。

- ②当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制をとるものとする。
- ③当社は、変化の激しい経営環境に機敏に対応し、経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年とする。
- ④当社は、「業務分掌内規」、「カンパニー長責任権限規程」、「事業グループ長責任権限規程」を制定し、当社グループの内部統制の妥当性確保、業務執行手続きの明確化並びに経営・管理の効率向上に努めるものとする。
- ⑤当社は、当社グループの業務執行を効率的に行うため、全社プロジェクト活動を通じて、ITを活用した業務改革を推進するものとする。
- ⑥監査役は、取締役が善管注意義務に則り行う、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況について監視・検証するものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループ構成員に対して必要な教育・研修を定期的実施するほか、法令の制定・改正が行われた場合、また当社グループや他社で重大な不祥事や事故が発生した場合には、すみやかに必要な教育・研修を実施するものとする。
- ②当社は、当社グループに適用する規程・規約を社内イントラネットに掲載し、使用人がいつでも縦覧できるようにするものとする。
- ③コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口（「なんでも相談ホットライン」）を通して使用人が直接通報を行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止に努めるものとする。特に重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見したときは、社長又はコンプライアンス担当取締役・執行役員にも直接通報するものとする。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、「全社 CSR 委員会」による統括のもと、当社各部門・グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、コンプライアンスの徹底を図るものとする。特に IT セキュリティについては、当社各部門・グループ各社に IT セキュリティ責任者（DIO：ディビジョン・インフォメーション・オフィサー）を置き、管理の徹底を図るものとする。
- ②当社は、当社グループ各社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告と重要案件についての事前協議等を通じて指導・助言を行い、業務の適正化を図るものとする。
- ③業務監査室は、当社グループの業務全般に係わる内部統制の有効性について監査し、企業集団としての業務の適正と効率性確保を図るものとする。
- ④監査役は、前項③の監査報告に基づき、監査を必要とする当社グループ会社に対して、内部統制の有効性、企業集団としての業務の適正と効率性について監査を行うものとする。なお、監査役が必要と認めた場合については、当社グループ会社に対して、監査役が直接監査を行うものとする。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る当社グループの内部統制の有効性を的確に評価するため、「内部統制実施基準」に基づき、内部統制評価責任者（財務担当取締役・執行役員）ほか各種責任者を置いて、連結財務諸表を構成する当社及び連結子会社の内部統制を整備・運用・評価し、その

結果を内部統制報告書として公表するものとする。

- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査業務を補助するため、「監査役監査規程」に基づき必要に応じて業務監査室等の使用人を使用できるものとする。
- (9) 補助使用人の取締役からの独立性及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、業務監査室長等、上長の指揮命令を受けないものとする。
- (10) 取締役及び使用人並びに子会社の役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役職員は、会社の信用や業績に大きな悪影響を与えるなど、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその事実を監査役に報告するものとする。
 - ② 当社グループの役職員は、当社監査役から監査において必要となる報告の要求があった場合には、遅滞なく報告するものとする。
 - ③ 定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役が子会社のコンプライアンスリスク等を報告するものとする。
 - ④ 業務監査室長は、業務監査室による当社グループの監査指摘事項を遅滞なく監査役に報告するものとする。
 - ⑤ 当社グループの役職員は、上記(5)の③に基づく情報のうち重要な事項については、遅滞なく監査役に報告するものとする。
 - ⑥ 当社は、「公益通報者等保護規程」に基づき、前項⑤の報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、定期的に代表取締役、会計監査人及び業務監査室と意見交換、情報交換を行うものとする。
 - ② 監査役は、取締役及び使用人に監査指摘事項を提出するとともに、必要に応じて該当部門の是正勧告や助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めるものとする。
 - ③ 監査役の半数以上は社外監査役とし、監査における透明性を確保するものとする。
 - ④ 当社は、監査役が会社法第 388 条に基づき費用の支出等を請求したときは、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められた場合を除き速やかに処理するとともに、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 法令等遵守体制

グンゼグループの全構成員が「グンゼ行動規範」を理解し、実践できるよう、「創業の精神」や「グンゼ行動規範」を掲載した小冊子「グンゼの是」を配付しています。社員採用時や新入社員集合研修では「グンゼの是」等を使用し、コンプライアンス導入研修を実施しています。また2017年度は、CSR委員及び部門責任者に対し「SDGs、CSV実践に向けた研修会」を開催したほか、53の事業単位でCSR推進リーダーが中心となって職場の風通し向上のための「A・T・G(明るく・楽しく・元気よく)活動」を実施し、活力みなぎる健全な議論ができる職場風土作りに取り組みました。

コンプライアンスに関する相談・通報窓口として「なんでも相談ホットライン」を設置していますが、2017年度は24件の相談・通報が寄せられました。対応にあたっては、相談・通報者の理解を得た上で、事業所の責任者に報告し、早期解決や再発防止に努めています。また、相談・通報内容についてはCSR・コンプライアンス担当役員、監査役、社長にも報告しています。

(2) 損失危機管理体制

事業運営に関連したリスクマネジメントについて、社会や取引先への影響度と発生 の蓋然性の大きさを考慮したうえで、2017年度の優先項目として海外子会社のガバナンス向上、個人情報保護並びに下請法、独占禁止法及び景品表示法の遵守を上げて取り組んでまいりました。また、社内でリスクが顕在化したときには法務コンプライアンス室に報告を義務付けるとともにリスクマネジメント委員会において各部門の情報共有を行っております。2017年度のリスクマネジメント委員会では、アパレル部門の表示チェック体制の再確立を議題にあげ、知的財産室と法務コンプライアンス室が協働し、より迅速に意思決定が可能なチェック体制を構築しました。また、景品表示法及び下請法遵守を徹底するため、関係各部署に対して法務コンプライアンス室が主体となって社内研修を行いました。

(3) 情報保存体制

取締役の職務遂行に係る文書、資料、情報については、「文書規程」等に基づき、各会議事務局・主管部門が保存・管理を行っており、事業部門・子会社の情報保存・管理状況については、主として業務監査室が往査時に確認しております。

(4) 効率性確保体制

意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入しており、取締役兼務者9名を含む執行役員16名を選任しております。なお、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化により迅速に対応できる経営体制とするために、取締役及び執行役員の任期は1年としております。取締役会は、原則として月1回開催(平成30年3月期は13回開催)されており、業務執行に関する重要事項や法令、定款に定められた事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行状態を監督しております。これと併せて代表取締役、役付役員、機能別担当取締役・執行役員の8名で構成される経営執行会議を概ね週1回開催(平成30年3月期は24回開催)し、業務執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の迅速化を図っております。

(5) 企業集団内部統制

当社は、関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の効率性を監査する目的で、社長直轄の内部監査部門として業務監査室を設置しております。現在5名のスタッフにより内部監査を実施しており、グループ内部統制機能の充実を図っております。

子会社については、月次ベースで経営管理しております。また、予算策定時の経営会議及び年次決算報告に係る経営執行会議では、海外子会社の代表者から直接報告を受けております。

教育体制としては、定期的の子会社の代表者を対象とした海外社長会を開催し、重要なコンプライアンスリスク等の研修を行っております。

なお、特に子会社が集積している中国においては中国事業統括部門を上海に設置し、中国現地法人各社に分散している間接機能の重複解消及び不足機能の拡充により中国リスクへの対応を強化しております。

(6) 財務報告内部統制

「内部統制実施基準」に則り財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を評価し、評価結果について内部統制有効性評価委員会の審議(2回)を経て取締役会等に付議した後、財務報告に係る内部統制は有効であると判断した旨を開示しました。

(7) 監査役監査の実効性確保体制

監査役及び監査役会は、年初に監査役会監査計画を策定するとともに、会計監査人や内部監査部門である業務監査室と、会計監査人・内部監査計画の概要・監査項目についての事前確認を行っております。また、必要に応じて会計監査人や業務監査室の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人監査や内部監査の実施後には、会計監査人や業務監査室から監査結果について報告を受けております。監査役は、監査計画に基づき全事業部門の代表者面談を含む国内・海外事業所等 27 単位に往査したほか、代表取締役を含む取締役や機能部門幹部等・会計監査人・業務監査室とのミーティングを定期的に行い、意見交換・情報交換を行いました。また、グループ監査役会を2回開催し、子会社監査役からの監査計画や往査状況等の報告を受けました。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは、「品質第一」と「技術立社」を基盤に、創業の精神である「人間尊重」、「優良品の提供」、「共存共栄」を企業理念として顧客起点の事業運営を行っております。この理念の下、企業の社会的責任(CSR)に積極的に取り組むとともに、各事業の商品、サービスを通して「お客さまに“ここちよさ”をお届けしていく」という強い意思をもち、「社会にとって必要とされる企業」「社会とともに持続発展する企業」を目指しております。また、当社グループは、企業価値向上を目指し、株主重視の経営姿勢を堅持していくことを基本に、収益性の向上、資本の効率化に取り組むとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、配当金支払い・自己株式取得等を通じて、中長期的な業績見通しに基づいた、安定的・継続的な利益還元を図っております。

一方、当社の株主のあり方については、当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、会社の支配権の移転をとまなう買収提案がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、上記のような取り組みを通して、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を図るためには、株主の皆様はもとより、お客様・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、発展させていくことが重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、ステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが可能な者である必要があると考えております。

従って、当社グループの企業価値及び会社の利益については株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者

として不適切であり、このような買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

① 中期経営計画の推進

当社グループは、中期経営計画（CAN20 計画：第 119 期～第 125 期）を展開しており、『集中と結集』をキーコンセプトに、「SBU（戦略的ビジネスユニット）戦略による既存事業の選択と集中」、「CFA（クロス ファンクショナル アプローチ）活動による成長・新規事業の育成・創出」、「成長戦略を支援する経営基盤強化」を基本戦略として、企業価値の向上を図っていくこととしております。

また、株主重視の観点から ROE（自己資本当期純利益率）をグループ重点指標として掲げ、収益性の向上、資本の効率化ならびに自己株式の取得等により、その向上に取り組んでまいります。そのために、各事業の投資効率を計る指標として ROA（総資産営業利益率）を事業部門・関係会社単位で導入し、売上高利益率・総資産回転率の向上に努めてまいります。

② コーポレートガバナンスの強化

当社は、意思決定の迅速化、経営監督機能の強化を図るため、第 110 期（平成 17 年度）に執行役員制度の導入、取締役員数の削減を行うとともに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、第 111 期（平成 18 年度）に取締役任期を 2 年から 1 年に変更し、併せて経営の透明性の確保を図るため社外取締役の選任を行うなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

なお、平成 27 年 12 月 18 日開催の取締役会において、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本方針として、「グンゼ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしました。その内容は、以下の当社ホームページに掲載しております。

<http://www.gunze.co.jp/ir/policy/governance/index.html>

(3) 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが、当社の支配の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結計算書類

● 連結株主資本等変動計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円 単位未満切捨て表示）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	26,071	13,998	77,504	△9,111	108,462
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,402		△1,402
親会社株主に帰属する当期純利益			3,486		3,486
連結範囲の変動			143		143
土地再評価差額金の取崩			△13		△13
自己株式の取得				△2,194	△2,194
自己株式の処分		△56		152	96
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△56	2,214	△2,041	116
当期末残高	26,071	13,942	79,718	△11,152	108,579

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	△62	-	△67	1,154	△1,333	△309	287	△88	108,353
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△1,402
親会社株主に帰属する当期純利益									3,486
連結範囲の変動									143
土地再評価差額金の取崩									△13
自己株式の取得									△2,194
自己株式の処分									96
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,774	△81	13	93	72	2,871	△6	794	3,659
連結会計年度中の変動額合計	2,774	△81	13	93	72	2,871	△6	794	3,776
当期末残高	2,711	△81	△54	1,248	△1,261	2,561	281	706	112,129

● 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 44社

主要な連結子会社

主要な連結子会社については、「事業報告」の「1 企業集団の現況に関する事項 8. 重要な

子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、郡宏光電股份有限公司については、前連結会計年度において事業撤退の意思決定を行い、それに伴う会計処理を行ったことにより重要性が減少したため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

② 主要な非連結子会社の状況

長井アパレル(有)ほか

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称

揚郡光電(広州)有限公司ほか

(持分法を適用していない理由)

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、在外連結子会社の決算日（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。連結計算書類の作成にあたっては、在外連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、 原材料、貯蔵品	:	主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
機械類の仕掛品	:	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	:	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	:	移動平均法に基づく原価法

③ デリバティブの評価基準及び評価方法：時価法

④ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

・リース資産以外の有形固定資産

定額法

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する方法）

ロ. 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

⑤ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は取引先の資産内容等を考慮して計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社（大連坤姿時裝有限公司を除く）の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は非支配株主持分及び純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務、外貨建予定取引
通貨スワップ	借入金

・ヘッジ方針

取引権限及び取引限度額を定めた責任権限規定に基づき行っております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法は、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上することとしております。

ハ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ニ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本プランは、「グンゼグループ従業員持株会」（以下「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「グンゼグループ従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」という。）を設定し、従持信託は、その設定後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。

その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 従持信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

当連結会計年度 748 百万円、112 千株

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 756 百万円

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 167,132 百万円
 (2) 保証債務残高（経営指導念書等を含む） 785 百万円
 (3) 土地の再評価

連結子会社であるグンゼ開発(株)は、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて発表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法を採用しております。

- ・再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日
 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（同法第 10 条の規定する差額） △128 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,993,516 株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,402	7.5	平成29年3月31日	平成29年6月26日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,654	利益剰余金	90.0	平成30年3月31日	平成30年6月27日

- (注) 1. 当社は、平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株を 1 株とする株式併合を実施しております。
 2. これに伴い、当連結会計年度の末日後に行う剰余金の 1 株当たり配当額については、当該株式併合を考慮した金額を記載しております。株式併合を考慮しない場合の当連結会計年度の末日後に行う剰余金の 1 株当たり配当額は 9 円になります。
 3. 平成 30 年 6 月 26 日定時株主総会による配当金の総額には、「グンゼグループ従業員持株会専用信託」が保有する当社の株式に対する配当金 10 百万円が含まれております。

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 111,600 株

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行にて行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

デリバティブは、為替変動リスクを低減するために、外貨建輸出入取引については為替予約取引等を、長期借入金の一部の外貨建借入金については通貨スワップをそれぞれ実需の範囲内でのみ利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	9,477	9,477	—
②受取手形及び売掛金	30,277	30,277	—
③短期貸付金	874	874	—
④投資有価証券	22,060	22,060	—
⑤長期貸付金	581	581	—
資産計	63,272	63,272	—
⑥支払手形及び買掛金	9,640	9,640	—
⑦短期借入金	6,501	6,501	—
⑧コマーシャル・ペーパー	6,000	6,000	—
⑨1年内返済予定の長期借入金	5,077	5,077	—
⑩設備関係支払手形	612	612	—
⑪長期借入金	9,912	9,865	△46
⑫長期預り敷金保証金	4,293	4,231	△61
負債計	42,037	41,929	△108
⑬デリバティブ取引	(499)	(499)	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

⑤長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を、残存貸付期間に対応するリスクフリーレート（国債利回り等）等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率にて割り引いた現在価値により算定

しております。なお、長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していると考えられることから、時価は帳簿価額によっております。

- ⑥支払手形及び買掛金、⑦短期借入金、⑧コマーシャル・ペーパー、⑨1年内返済予定の長期借入金、⑩設備関係支払手形

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑪長期借入金

長期借入金のうち金利が固定されているものについては、残存期間における元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、通貨スワップの振当て処理の対象とされているものについては、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出する方法によっております。

⑫長期預り敷金保証金

将来キャッシュ・フローを見積もり、残存不動産賃貸契約期間等に対応するリスクフリーレート（国債利回り等）等に信用スプレッドを上乗せした利率にて割り引いた現在価値により算定しております。

⑬デリバティブ取引

為替予約等によって生じた債権・債務を純額で表示しており、合計で債務となる場合については、（ ）で表示しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,714百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、兵庫県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸オフィスビル、賃貸住宅を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
22,657	35,971

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び土地再評価差額金を控除した金額であります。

（注2）当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる評価額や指標を基に自社で合理的な調整を加えて算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6,084.46円
 (2) 1株当たり当期純利益 189.30円

(注1) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。1株当たり情報の金額は、当連結会計年度の期首に株式を併合したと仮定して算出しております。

(注2) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 112,200株
 期中平均の当該自己株式の数 26,662株

計算書類

● 株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円 単位未満切捨て表示)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	26,071	6,566	7,431	13,998	12	4	837	71,240	3,460	75,554	△ 9,111	106,513
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△ 1,402	△ 1,402		△ 1,402
特別償却準備金の積立						4			△ 4	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 10		10	-		-
当期純利益									3,344	3,344		3,344
自己株式の取得											△ 2,194	△ 2,194
自己株式の処分			△ 56	△ 56							152	96
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 56	△ 56	-	4	△ 10	-	1,947	1,942	△ 2,041	△ 155
当期末残高	26,071	6,566	7,375	13,942	12	9	826	71,240	5,408	77,496	△ 11,152	106,358

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 111	-	△ 111	287	106,689
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 1,402
特別償却準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
当期純利益					3,344
自己株式の取得					△ 2,194
自己株式の処分					96
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,760	△ 81	2,678	△ 6	2,672
事業年度中の変動額合計	2,760	△ 81	2,678	△ 6	2,516
当期末残高	2,648	△ 81	2,567	281	109,206

● 個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品：移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

機械類の仕掛品：個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法：時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・リース資産以外の有形固定資産：定額法

・リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する方法）

② 無形固定資産：定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 重要な引当金の計上の方法

① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金 関係会社株式の価値の減少に備えるため、関係会社の財政状態の実状を勘案した必要額を計上しております。

③ 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しております。

④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年間）による定額法により按分した

額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤債務保証損失引当金 関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

(7) 外貨建の資産又は負債

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損の換算の基準益として処理しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務、外貨建予定取引
	通貨スワップ 借入金

③ ヘッジ方針

取引権限及び取引限度額を定めた責任権限規定に基づき行っております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第16項における取引の概要等の開示については、連結計算書類の（追加情報）に記載しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	18,562 百万円
長期金銭債権	2,661 百万円
短期金銭債務	4,953 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 81,983 百万円

(3) 保証債務残高（経営指導念書等を含む） 13,931 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	12,214 百万円
仕入高	39,457 百万円
営業取引以外の取引高	2,480 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,727,023 株

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

① 当期首及び当期末の自己株式に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期首 該当事項はありません 当期末 112,200 株

② 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

増加 112,200 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金	246 百万円
退職給付引当金	2,305 百万円
関係会社投融資評価損失	2,857 百万円
固定資産減損損失	233 百万円
たな卸資産処分損	119 百万円
未払事業税・未払事業所税	31 百万円
繰越欠損金	38 百万円
その他	438 百万円

繰延税金資産小計 6,271 百万円

評価性引当額 △2,271 百万円

繰延税金資産合計 3,999 百万円

繰延税金負債

有価証券評価差額金	△1,121 百万円
特別償却準備金認容額	△3 百万円
固定資産圧縮積立認容額	△349 百万円
その他	<u>△755 百万円</u>

繰延税金負債合計 △2,230 百万円

繰延税金資産の純額 1,769 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	グンゼ包装システム㈱	所有 直接100%	当社製品加工販売 運転資金の貸付	資金の貸付(注1)	—	短期貸付金	2,213
	グンゼ開発㈱	所有 直接100%	設備資金・運転資金の 貸付	資金の貸付(注1)	—	短期貸付金	10,173
			事業用地の貸与	債務保証(注2)	4,200	—	—
	グンゼスポーツ㈱	所有 直接100%	設備資金・運転資金の 貸付	資金の貸付(注1) 債務保証(注2)	— 2,100	短期貸付金 —	1,689 —
Gunze International Hong Kong Limited	所有 直接100%	当社製品の貿易取引 及びグループ内金融	債務保証(注2)	5,060	—	—	

(注1) グンゼ包装システム㈱、グンゼ開発㈱、グンゼスポーツ㈱に対する資金の貸付については、利率は市場金利を勘案し決定しております。

(注2) グンゼ開発㈱、グンゼスポーツ㈱、Gunze International Hong Kong Limitedの銀行借入に対して債務保証を行っております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,963.11円

(2) 1株当たり当期純利益 181.60円

(注1) 当社は平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。

1株当たり情報の各金額については当事業年度の期首に株式の併合を実施したと仮定して算定しております。

(注2) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 112,200株

期中平均の当該自己株式の数 26,662株

8. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

以上